

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第56回本部会議 記録

日 時／令和3年5月28日（金）

19：00～19：32

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第56回本部会議を開催いたします。

まず、本日、政府対策本部において決定をされております国の基本的対処方針の変更について、それから、道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明をお願いいたします。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧くださいと思います。

本日開催の政府対策本部におきまして、基本的対処方針の一部変更がありますので、そのポイントについて、ご説明いたします。

まず、期間の延長についてです。

緊急事態措置区域である北海道など9都道府県及びまん延防止等重点措置区域である埼玉県などにつきまして、その期間を6月20日まで延長する変更が行われております。

次に2ページでございます。

その他の変更点についてですが、まず、サーベイランス・情報収集の関係で、高齢者施設等の従事者等に対する検査について、通所系の介護事業所を追加すること、また、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に、最大約80万回程度の抗原簡易キットの配布を進め、軽症状者に対する積極的な検査を速やかに実施すること、また、職場において、健康観察アプリの活用や抗原簡易キット等を活用した速やかな検査を促進すること、このため、学校及び職場等における検査の実施体制や促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連事項について、早急に政府の方で具体化を図ることなどの事項が追記されるといった修正が行われております。

引き続き、資料2をご覧くださいと思います。道内の感染状況についてです。

まず、スライドの1枚目ですが、道独自の警戒ステージの指標についてでございます。本日、5月28日時点で、全道では先週と比較いたしまして、医療提供体制等の負荷に関する3つの指標は増加傾向にございますが、監視体制及び感染状況に関する4つの指標については、減少傾向という状況にございます。

次のスライドです。特定措置区域の主な指標の状況についてでございますが、本日時点で、先週と比較いたしまして、ほぼ全ての指標で減少傾向という状況にございます。

続いて、国の分科会提言で示された新たな指標についてでございますが、確保病床の使用率、入院率、療養者数、新規陽性者数の4つの指標で、国のステージⅣの指標を引き続き上回っている状況が続いております。

続いて、最近の感染状況等についてでございます。

まず、感染状況です。感染性の高い変異株に置き換わった中、道内の感染状況は、感染

経路不明割合や陽性率など一部の指標で改善傾向が見られるものの、新規感染者数は10万人当たり60人を超える高い水準が継続しております。特定措置区域の感染者数は、増加傾向が続き、依然として、全道の8割を占めるなど、全道の感染者数を押し上げているという状況です。札幌市の新規感染者数は、10万人当たり100人を超えるなど、高い水準が継続しております。その他の措置区域においては、職場や学校などにおける集団感染が継続的に発生しております。新規感染者数は高止まりという状況です。全道の主要な地点において人流の減少傾向が見られ、特に夜間は大きく減少してきております。

引き続き、医療提供体制です。全道の療養者数は増加傾向が継続し、入院患者数もこれまでの最多を更新して高い水準という状況です。特に札幌市内においては、入院や宿泊療養施設への入所の調整が困難になるなど、医療の限界とも言える状況が続いております。地域の基幹病院等におきましても、その機能を維持することが極めて厳しい状況が続いております。怪我や急病など通常の医療が、直ちに受けられなくなる可能性も危惧されるという状況です。また、感染者の急増に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加しているという状況でございます。

次のスライドです。今後の対応です。5月16日以降、緊急事態措置を実施する中、主要な地点における人流の減少傾向が見られるとともに、一部の指標では改善傾向が見られる一方、全道の人口当たりの感染者数は極めて高い水準にある。また、感染者数の増加に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加するなど、医療提供体制のひっ迫状況が継続しているとともに、疫学調査などを担う保健所業務もひっ迫しているという状況です。こうした状況を踏まえ、6月1日以降においても、感染しやすいとされる変異株への置き換わりを念頭に、全道域において、人との接触を徹底して抑えるための対策を実施するとともに、特に感染拡大が継続しております特定措置区域においては、市町村との連携をより一層強化し、さらなる対策の徹底を図ることが必要です。また、他都府県との往来の活発化を見据え、往来の際の対策の強化を図ることとし、国が実施するモニタリング検査等と連携してまいります。

なお、スライド6以降については、ただ今の説明に関するデータを掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。

【副本部長（中野副知事）】

ただいまの説明に関連をいたしまして、札幌市の感染状況について、オブザーバー出席をいただいております札幌市の山口感染症担当部長から、説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

資料3に基づきまして、札幌市内の感染状況についてご説明をいたします。

それでは次のスライドをご覧ください。新規の感染者数でございますが、札幌市に昨日、5月27日の1週間の合計でございますが、2,464人となっております。人口10万人当たりいたしますと126人と、緊急事態宣言が発令されてから約2週間が経過いたしました。依然として深刻な状況が続いているところでございます。

それでは次のスライドをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況でございます。5月5日に札幌市医療非常事態宣言を出してから3週間以上が経過しましたが、昨日の5月27日時点の入院患者数は445人と過去最多となりました。病床は常にほぼ満床に近い状況

にあり、入院を必要とする方が増えている中、すぐに入院をすることが難しい状況が続いております。また、赤い折れ線グラフの重症患者数ですが、直近では34人と30人を超えて高い水準で推移をしております、医療提供体制は危機的な状況が続いている状況でございます。

それでは、最後のスライドをご覧ください。検査数についてでございますが、直近の1週間の検査件数ですが、2万4146件、これを1日平均しますと約3,500件と過去最大の検査数で検査を継続しているところでございます。直近の陽性率でございますが、5月27日現在10.2%と10%を超え、高い水準が続いているところでございます。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、本日の協議事項であります北海道における緊急事態措置の改訂について、関係部長から順次説明をお願いいたします。

まず、総合政策部長からお願いいたします。

【濱坂総合政策部長】

資料4、北海道における緊急事態措置をご覧くださいと思います。

国による緊急事態宣言の延長を踏まえまして、北海道における緊急事態措置を一部改訂することといたしたいと考えてございます。

スライド1です。実施内容についてでございますが、緊急事態宣言の延長を踏まえ、引き続き、人と人の接触機会を徹底的に低減するため特措法に基づく要請などを行います。対象区域につきましては、現在の区域と変更はございません。期間につきましては、6月1日から6月20日までといたします。

スライド2でございます。特定措置区域についてでございますけれども、ここからは、変更点のみを説明いたします。

下段でございます。来道を検討している皆様への協力依頼を追加いたしまして、基本的対処方針に基づき、来道は極力控えることをお願いいたします。これは措置区域についても同じ内容といたします。

スライド3です。飲食店等への要請についてでございますが、6月20日までの延長といたします。

スライド4です。イベントの開催要件についての要請でございますけれども、感染予防が徹底されない場合は、無観客・オンライン配信での開催に加えまして、延期又は中止を検討していただくことといたします。これは措置区域も同じ内容といたします。

スライド7でございます。学校への要請でございますが、児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、迅速かつ幅広い休業等の措置を講じること、その場合はオンライン学習等により学びを確保するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保すること、それから部活動につきましては、原則休止といたしまして、活動は、全国・全道大会等につながるものに限定し、健康状態の多重チェックや感染症対策の全校指導体制を確立することについても要請をいたします。これは措置区域も同じ内容でございます。

スライド8から10でございますけれども、大規模集客施設への土日の休業や時短などにつきましては、6月20日まで延長といたします。

続きまして、スライド12でございます。道内では、緊急事態宣言中におきましても、カ

ラオケを利用した際の感染事例が確認されておりまして、措置区域において、飲食店営業許可を受けている店舗でカラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わないことを要請いたします。

続きまして、資料5でございます。スライドはございませんので、お手元の資料をご覧ください。

ただいまご説明した北海道における緊急事態措置につきましては、有識者及び専門家のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体にも事前にお知らせしているところでございます。

有識者及び専門家からは、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、いくつか照会させていただきますと、(1-②)札幌等の特定措置区域については、住民に今以上に自粛をするよう呼び掛けてほしい。(1-③)カラオケは、明らかに感染伝播の原因となっている。踏み込んだ対応を期待する。(1-⑤)医療・介護の現場は、「崩壊」という言葉で使命をあきらめることはできない。また、ワクチン接種がスムーズにいきわたるためにも、すべての皆さんに協力をお願いしたい。(1-⑦)学校での対策について、休業等の措置や部活動の対応の考え方など、分かりやすく整理し、学校現場だけではなく関係者に対し、通知等で丁寧に伝えてほしい。(1-⑧)地域の保健所や宿泊療養施設へのサポートに道が対応していると承知しているが、地域の医療提供体制は脆弱であるため、一層の支援等サポートをお願いしたいなどのご意見があったところでございます。

次に、市町村、関係団体からも、概ね妥当であるというご意見をいただきましたが、(2-③)緊急事態宣言の延長はやむを得ないが、困窮する事業者に対する万全の支援策を迅速に講じるよう重ねてお願いしたい。(2-⑤)ワクチン接種は、感染防止と経済活動の早期回復を実現していく上で不可欠。接種体制の拡充に向けた対策を国へ働きかける等、迅速かつ総合的に取り組んでほしいなどというご意見がございました。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続いて、経済部長からお願いいたします。

【山岡経済部長】

資料4でございます。時短などの措置の内容につきまして、説明をいたします。

まずスライド3です。特定措置区域に所在する飲食店の皆様への要請についてですが、要請期間は、総合政策部長が申し上げたとおり6月1日から6月20日までとし、その全期間において協力いただくように要請をいたします。対象施設ですが、宅配やテイクアウト除く飲食店のほか、キャバレーといった食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗などの遊興施設と、飲食店の営業許可を受けている結婚式場としております。要請内容は記載のとおり現在の要請内容と同様の要請を行うこととしております。また、養成にご協力いただいた事業者の皆様には支援金を支給する方向で調整をいたします。

続いてスライド8をご覧ください。特定措置区域における飲食店以外の施設への要請につきまして、要請期間につきましては、先ほど同様に6月1日から20日までといたします。

対象はショッピングセンターや百貨店などの商業施設のほか、ゲームセンターなどの遊興施設とスーパー銭湯などのサービス業の施設とし、床面積は1,000㎡を超える施設にあっては、平日は営業時間を20時まで、土日祝日は休業を要請をいたします。また、床面積

が1,000㎡以下の施設にあっては、営業時間を20時までとさせていただくことなどをお願いをすることとしております。

続いて、スライド9をご覧ください。イベントに準じた取扱いを要請する施設といたしまして、劇場や映画館のほか、集会・展示施設、運動施設などを対象とし、要請内容は、人数上限5,000人かつ使用率50%以下、営業時間を20時までとさせていただくことなどを要請することとしております。1,000㎡を超える施設については、休業・時短等にご協力いただいた事業者の皆様へ支援金を支給する方向で調整をいたします。

続いて、スライド12をご覧ください。措置区域に所在する飲食店の皆様への要請につきまして、要請期間は先ほどと同じで6月1日から20日まで、対象については、措置区域と同様、飲食店、遊興施設、結婚式場とし、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで短縮いただくなどとともに、飲食店の営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わないことを要請するということとしております。こちらも要請にご協力いただいた事業者の皆様には支援金を支給する方向で調整をいたします。

説明は以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま説明のありました北海道における緊急事態措置の改訂については、説明のありました内容のとおり、当本部として決定をすることといたしますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、各部、各振興局から順次報告をお願いいたします。

まず、教育長、よろしく願いいたします。

【小玉教育長】

資料4のスライド7について若干補足いたします。

示しておりますように迅速かつ幅広い休業措置。このタイミングや範囲の考え方ですとか、オンライン学習の実施方法、それから、留守番が困難な児童の居場所の確保などにつきまして、先ほど別途通知を行っており、各教育局長を集めた会議で説明を行っております。こうした学校運営上の対応につきまして、振興局におきましても情報共有に努めてまいりたいと考えております。

そして、資料にはございませんが、児童生徒の感染や学校での集団感染が増えておりますことから、感染状況の早期把握と情報の一元化、それから、対策の強化を図る体制を整備するため、本日付けで新型コロナウイルス感染症対策担当局長を設置いたしました。この担当局長のもとに対策チームを置き、感染状況の早期把握、情報の集約・整理・分析を行い、各教育局と連携をしながら、地域の実情に応じたきめ細やかな指導体制を強化してまいります。

一方、先に特別措置区域の道立高校については、時差登校、分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を促してまいりました。オンライン学習につきましては例えば分散登校でクラスを半分に分けまして、片方は教室で片方は家庭でライブ配信で授業を受けるですとか、授業の動画投稿サイトをネット上で公開し、それを何度も視聴し学びを続けていただく方法ですとか、クラウドサービスを活用し学習課題のやり取りを行うというなど、様々な方法を実践しております。

こうした取組を通じまして、生徒の学びを止めず、安心して学習することができるよう、そういった機会を提供できるよう取組を広げてまいります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策監からお願いをいたします。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

資料6をご覧くださいと思います。宿泊療養施設の開設の関係でございます。今般、札幌市内及び旭川市内におきまして、それぞれ新たに宿泊療養施設を増設・運営することとしたので、その概要についてご説明いたします。

まず、道央圏におきましては、札幌市内4棟目となる230名程度の受入が可能な宿泊療養施設を本日開設しております。また、この後、上川総合振興局からも説明があると思っておりますけれども、道北圏におきましても、旭川市内2棟目となる110名程度の宿泊療養施設を来週にも開設する予定でございます。これらによりまして、道内の宿泊療養施設は、11施設2,395名の受入が可能となる予定でございます。

続いて、資料にはございませんが、ワクチン関係の体制整備についてです。前回の対策本部会議で知事からご指示のありましたワクチンを取り巻く情勢変化に的確に対応するための庁内の執行体制の整備に関しまして、現在の検討の進捗状況等についてでございますけれども、現行の対策本部指揮室のワクチン等予防対策班の機能を拡充・強化いたしまして、ワクチンを取り巻く情勢変化を迅速かつ的確に捉えつつ、より速やかな接種体制を確保していくため、全庁的な視点にも立ちながら、保健福祉部感染症対策局に、日々変化するワクチン関連業務を適時・的確に実施する観点から、ワクチン関連施策を統括し、戦略的に展開していく部門と市町村との十分な連携体制を構築しながら、ワクチン関連施策を機動的・効果的に実施・推進していく部門の2つの部門に編成いたしまして、6月のできるだけ早い時期に体制整備を図るべく、総務部とも緊密な連携を図りながら、最終的な調整を進めているところでございます。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、後志総合振興局長、お願いします。

【天沼後志総合振興局長】

資料7をご覧ください。後志管内における感染状況について、ご報告させていただきます。

5月26日現在の1週間の新規感染者数は136人で、うち小樽市につきましては道公表分も含め116人となっております。このうち、新たな集団感染事例として、介護事業所でこれまでに21名の陽性者が確認されているところでございます。なお、小樽市全体の感染経路不明の割合は19.1%とやや減少傾向にございますが、依然として新規感染者数は高止まりの状態が続いているところであります。また、小樽市を除く町村部におきましては、感染経路不明の割合が増加しておりまして、いこちらも予断を許さない状況にございます。

次に、小樽市における感染防止対策についてでございますが、人流の抑制を呼びかける

取組といたしまして、平日は市の消防車7台、特に多くの住民の外出が想定される土日におきましては、振興局の広報車を含め計11台による巡回啓発を重点的に実施してごさいますほか、コミュニティFMによる啓発放送や市内の沿岸地域38ヶ所に設置されてごさいます防災行政無線によりまして、土日に1日2回の啓発放送を実施しているところごさいます。また、引き続き高齢者や若者など各世代に向けた5種類の市長メッセージ動画をSNSなどで配信いたしますとともに、街頭スピーカーでも市長メッセージを毎日10回放送し、接触機会の低減などを呼びかけているところごさいます。

最後に、振興局による飲食店の休業時短営業の見回りについてごさいます、小樽市の職員の皆様にもご同行いただき、円滑に実施がされているところごさいます。

今後も引き続き地域全体で危機感を共有し、各市町村や関係団体と緊密に連携しながら、特に人流の抑制など感染防止対策に取り組んでまいります。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、上川総合振興局長、お願いいたします。

【佐藤上川振興局長】

資料8をご覧ください。管内の感染状況ごさいますけども、特定措置区域にあります旭川市においては、児童福祉施設などで集団感染が発生し、25日の新規感染者は38人と今年最多となり、一昨日5月29日までの1週間で10万人当たり51人、昨日時点では若干下がりましたけれども44.2人と、緊急事態宣言の発令後も増加が続いております。市内の基幹病院においては、一部病床を増やすという対応が取られておりますけれども、病床の使用率は引き続き約7割前後で推移してごさいます、依然として医療提供体制は厳しい状況が続いております。また管内のその他の地域においても5月に入り、富良野市内の飲食店などで集団感染が発生するなど、旭川市内と同様、感染者が大きく増加しております。

続きまして、主な取組状況ごさいます。こうした中、旭川市内に開設しております宿泊療養施設につきましては、これまで空知、留萌、宗谷の各振興局に職員の派遣をご協力いただきながら運営を続けてまいりましたけれども、この度、道北圏で2棟目となる施設を旭川市とともに開設をするということになりまして、現在、6月3日の運営開始に向け、準備に当たっているところごさいます。今回の2棟目の開設により、道北圏で合わせて200名程度の宿泊療養が可能となる見込みごさいます。地域の医療提供体制への負荷、こちらの方が軽減されるという期待ごさいます。受入をご承諾いただきました東横イン旭川駅前一条通の皆様、それから今回開設にご尽力いただいております関係各位に対しまして、この場をお借りいたしまして、厚く感謝を申し上げる次第ごさいます。

この他、振興局といたしましては、旭川市内の飲食店等に対する休業・時短営業の要請に関し、見回り調査に基づく現況調査を実施しておりますけれども、これまでのところ、旭川市内の飲食店の皆様には、道の要請に応じていただいております、大変ありがたく思っております。その他の地域におきましても、市町村や商工団体などにご協力いただきまして、飲食店の皆様への周知啓発に取り組んでいるところごさいます。

その他、住民の皆様への啓発として、旭川市の西川市長との共同メッセージ動画を市のSNSなどで公開するとともに、コミュニティFMの番組に西川市長と出演し、旭川市民への呼びかけを行っているところごさいます。また、旭川市と振興局共同で、広報車

による注意喚起について、先週に引き続き、この週末においても、市の中心部などで実施していきたいと考えてございます。

振興局といたしましては、引き続き、旭川市や管内の市町村、関係団体などと連携して、あらゆる機会を通じ、住民や事業者の方々への周知徹底を図るなど、人流の抑制に向け、全力を挙げて取り組んで参ります。

上川からは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他、各部、各振興局から、ご発言はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで本部長から、お願いいたします。

【本部長（知事）】

先ほど、政府の本部会議において、5月31日までの緊急事態宣言が、6月20日まで延長されることが決定をされました。これまで、道民の皆様、事業者の方々のご理解とご協力をいただきながら、感染対策に取り組み、先ほど感染状況などについて報告がありましたとおり、一部の指標では改善の兆しが現れてきているものの、全体としては、未だ厳しい状況にあります。道民の皆様、事業者の方々におかれましては、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、ご家族、ご友人、そして、ご自身の命、健康を守り、感染者数の減少傾向を確実なものにしていくため、6月20日までの間、今一度、皆様のご理解とご協力を心からお願いをいたします。

道民の皆様には、外出や移動の制限を強くお願いをしているところではありますが、本道が緊急事態にある中、道外の皆様にもご協力をいただく必要がございます。今は、来道を極力控えていただく、このことを道外の方々にも働きかけをしてまいりますほか、他都府県との往来の活発化を見据えて、往来の際の対策強化を図ることとし、新千歳空港において、モニタリング検査を実施できるよう国と連携して取り組んでまいります。

各本部員においては、ここで感染を食い止めるという強い信念を持って、市町村、関係団体の皆様のご協力をいただき、これまでの闘いの中で培ってきた知見、経験、人材を総動員し、緊急事態宣言の下、徹底的な対策を展開するよう指示をいたします。

また、6月20日までの間の対策に全力で取り組みながら、その先も見据えた取組を進めていく必要があります。それが、感染自体の抑制が期待されるワクチン接種であります。

ワクチン接種を巡る状況は、日々大きく変化をしております。そうした変化に対応した体制の検討状況について、先ほど報告がありましたが、ワクチン関連業務の戦略的な展開に向け、その検討を更に加速させるよう指示をいたします。

さらに、市町村におけるワクチン接種の迅速化を図るため、引き続き市町村の接種体制の支援について検討を行うとともに、道においても集団接種会場の設置、接種にご協力いただく歯科医師への実技研修について、関係団体と連携し、6月の早い時期の実施に向け取り組むように指示をいたします。

ワクチン接種は、道庁のあらゆる部局、すべての職員の対応が必要となる取組であります。本庁すべての部局、14の振興局をはじめ、道庁の総力を結集して、引き続き取り組むよう指示をいたします。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま本部長から指示を踏まえまして、各本部員、必要な対応を速やかに取っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、第56回本部会議を終了いたします。

（了）